

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【公開番号】特開2016-101891(P2016-101891A)

【公開日】平成28年6月2日(2016.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2016-034

【出願番号】特願2014-242294(P2014-242294)

【国際特許分類】

B 6 0 W	30/09	(2012.01)
G 0 8 G	1/16	(2006.01)
B 6 0 W	50/12	(2012.01)
B 6 0 T	7/12	(2006.01)
B 6 0 R	21/00	(2006.01)

【F I】

B 6 0 W	30/09	
G 0 8 G	1/16	C
G 0 8 G	1/16	E
B 6 0 W	50/12	
B 6 0 T	7/12	C
B 6 0 R	21/00	6 2 4 B
B 6 0 R	21/00	6 2 4 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月8日(2017.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回避対象物との衝突を回避するための衝突回避機能を作動可能な衝突回避実行部と、
ドライバーによるアクセルペダルの操作に基づいて、前記ドライバーによる加速意思の有無を判断する判断部と、

前記加速意思があると判断された場合には、前記衝突回避機能の作動を禁止する衝突回避制御部と、を備え、

前記判断部は、さらに、前記アクセルペダルの操作に基づいて、前記ドライバーによる前記衝突回避機能のキャンセル意思の有無を判断し、

前記衝突回避制御部は、前記衝突回避機能の作動中に、前記キャンセル意思があると判断された場合に、前記衝突回避機能の作動を終了する、衝突回避装置。

【請求項2】

前記判断部は、前記アクセルペダルの踏込み量が、第1閾値以上である場合に、加速意思があると判断する、

請求項1に記載の衝突回避装置。

【請求項3】

前記判断部は、前記アクセルペダルの踏込み量が第2閾値以上である場合、または一定時間内に複数回の踏込みが検知された場合、若しくは、前記アクセルペダルの踏込み速度が速度閾値以上である場合に、前記キャンセル意思があると判断する、

請求項1または請求項2に記載の衝突回避装置。

【請求項 4】

前記衝突回避制御部は、前記衝突回避機能の作動が開始してから、減速度の立ち上がりが終了するまでは、前記衝突回避機能の作動の終了を行わない、

請求項 1 ~ 3 のいずれか一つに記載の衝突回避装置。

【請求項 5】

前記衝突回避制御部は、前記衝突回避機能の作動が開始してから、減速度の立ち上がりが終了するまでに、前記アクセルペダルの踏込み量が前記アクセルペダルの誤踏込みを判断するための第 3 閾値以上になった場合には、前記衝突回避機能の作動を終了する、
請求項 4 に記載の衝突回避装置。

【請求項 6】

前記衝突回避制御部は、車両速度を所定の上限速度または上限加速度以下に制限する加速制限機能の作動中は、前記アクセルペダルの操作にかかわらず、前記衝突回避機能の作動の禁止または終了を行わない、

請求項 1 ~ 5 のいずれか一つに記載の衝突回避装置。

【請求項 7】

前記衝突回避制御部は、ブレーキペダルと前記アクセルペダルとが同時に操作されていることが検知された場合には、前記アクセルペダルの操作にかかわらず、前記衝突回避機能の作動の禁止または終了を行わない、

請求項 1 ~ 6 のいずれか一つに記載の衝突回避装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明の衝突回避装置は、例えば、回避対象物との衝突を回避するための衝突回避機能を作動可能な衝突回避実行部と、ドライバーによるアクセルペダルの操作に基づいて、前記ドライバーによる加速意思の有無を判断する判断部と、前記加速意思があると判断された場合には、前記衝突回避機能の作動を禁止する衝突回避制御部と、を備える。また、上記衝突回避装置では、例えば、前記判断部は、さらに、前記アクセルペダルの操作に基づいて、前記ドライバーによる前記衝突回避機能のキャンセル意思の有無を判断し、前記衝突回避制御部は、前記衝突回避機能の作動中に、前記キャンセル意思があると判断された場合に、前記衝突回避機能の作動を終了する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】